

三重県広域受援計画及び三重県版タイムラインの修正について

3 / 2 4 政策会議 資料
防災対策部 災害対策課

1 三重県広域受援計画の修正

三重県広域受援計画は、甚大な被害の発生が予想される南海トラフ地震等において、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国、他都道府県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるため、市町、関係機関、有識者等と検討を重ね、また、熊本地震や東日本大震災等の教訓を踏まえ、平成 30 年 3 月に策定しました。

本計画は、実効性を向上させるため、災害時の教訓や訓練での検証及び国の具体計画の修正等を踏まえた修正を毎年度行っており、今年度は、新型コロナウイルス感染症の発生、国の物資調達・輸送調整等支援システムの運用開始等を受け、以下の項目の修正を予定しています。

(1) 主な修正点

① 感染防止対策の追記（資料 3-2 P15, 16）

今回の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、発災後の受援時に必要となる感染防止対策を、総則及び関係各章に追記します。

ア 医療・保健活動（第 4 章）（資料 3-2 P16, 102）

県が国等へ DMA T 等の応援要請を行う際には、原則として応援機関がマスク、ガウンなどの感染防止対策物品を持参のうえ保健医療活動を実施するとともに、メンバーの検温等の体調管理を徹底するよう促すことを追記します。
また、被災現地で開催される医療・保健関係者による連絡会議の場等において、地域での感染状況等の情報共有に努めることを追記します。

イ 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れ（第 5 章）（資料 3-2 P16, 118）

社会福祉施設等で感染者が発生すると重大な事態となるおそれがあるため、県が国等へ介護職員等の応援要請を行う際には、それぞれの施設の状況に応じて感染防止対策の徹底に努める必要があることを追記します。

ウ 物資調達（第 6 章）（資料 3-2 P16, 144）

物資の受入れや搬出作業にあたっては、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避、手指消毒の徹底、マスク着用等の基本的な感染予防を実施するとともに、（公社）全日本トラック協会や（一社）日本倉庫協会が作成したガイドラインを参考にしつつ、それぞれの場面に応じた感染防止対策を講じることを追記します。

エ ボランティアの受入れ（第8章）（資料3-2 P16, 192）

県がボランティアの受入れを行う際には、みえ災害ボランティア支援センターが作成した「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重版災害ボランティア受援ガイドライン」に基づき、ボランティア活動の内容に応じた推奨対策等を示した「医学的アドバイス」の作成や、現地センターへの情報提供をみえ災害ボランティア支援センターとともにを行うことを追記します。

オ 自治体応援職員の受入れ（第9章）（資料3-2 P16, 226）

県が自治体応援職員を受入れる際には、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避、手指消毒の徹底、マスク着用等の基本的な感染予防を実施するとともに、総務省の通知や応援自治体における方針などを参考にしつつ、それぞれの場面に応じた感染防止対策を講じる必要があることを追記します。

② 熊本県へのDHEAT派遣を通じて得た教訓の反映（第4章）（資料3-2 P102）

令和2年7月豪雨において、本県から熊本県へDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を派遣した際に得られた教訓を踏まえ、受援県となった場合に備え指揮調整を担うことができる人材を育成するとともに、幅広い人材に対して受援についての理解を促進する必要があることを、医療・保健活動の項に追記します。

③ 三重県版DWA Tの発足の反映（第5章）（資料3-2 P106, 108）

令和2年9月に三重県版DWA T（三重県災害派遣福祉チーム）が発足したことに伴い、三重県版DWA Tを介護職員等の受入れの項に追記します。

④ 「物資調達・輸送調整等支援システム」（内閣府）運用開始に伴う修正（第6章）（資料3-2 P126）

国の「物資調達・輸送調整等支援システム」の運用が令和2年4月から開始されたことに伴い、同システムの活用を、物資調達の項に追記します。

⑤ 令和元年房総半島台風（台風第15号）の教訓を踏まえた修正（第7章）（資料3-2 P163, 164, 173, 174）

台風時の倒木によって被害状況の情報収集や電力の復旧作業に時間を要した教訓を踏まえ、事前伐採等による予防保全や、災害時の復旧作業を円滑に進めるために障害となる倒木の除去等について、平時より電力会社や通信事業者と連携強化を図ることを電力・通信の確保の項に追記します。

（2）今後の取組

三重県広域受援計画は、今後も、発災時や防災訓練で得た教訓を随時取り入れ、計画の実効性を高めていくとともに、県と市町が一体的な受援体制を構築することにより、円滑な受援活動を実施できるよう、助言や研修等を通じ、引き続き市町の受援体制の強化を支援していきます。

2 三重県版タイムラインの修正

「三重県版タイムライン」は、発災前から予測できる風水害である台風に対し、事前対策から発災後の対応まで、「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理したもので、被害の最小化へつなげることを目的として、平成30年4月から運用しています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の発生を受けて、台風に対する災害対策活動においても感染防止対策を適切に行うため、以下の項目の修正を予定しています。

(1) 修正点（資料 3-3-1～3-3-6）

各部隊がタイムラインステージ1（タイムライン発動）からステージ5（緊急対応）までの各ステージに応じて、とるべき感染防止のための行動項目として、活動場所の消毒や感染症に関する情報共有等を追記します。

(2) 今後の取組

引き続き、三重県版タイムラインを活用し、市町や関係機関と連携して災害対策を行うとともに、出水期終了後には市町と検証を行い、ノウハウの共有や課題の改善を行い、実効性を高めていきます。